

**令和2年度椎葉村一般会計決算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当された
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 32,641 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 398,252 千円 (詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	2,656			690	1,966
	高齢者福祉事業	22,142	1,537		51	20,554
	障害者福祉事業	8,272	2,747			5,525
	保育所運営事業	115,858	46,156		4,716	64,986
	母子福祉事業	14,259	1,438		3,500	9,321
	小計	163,187	51,878		8,957	102,352
社会保険	介護保険事業(繰出金)	87,432	5,039			82,393
	国民健康保険事業(繰出金)	36,448	17,381			19,067
	後期高齢者医療事業(繰出金)	60,350	12,718			47,632
	小計	184,230	35,138			149,092
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	1,657				1,657
	病院事業(繰出金)	134,295				134,295
	予防対策事業	10,780	159			10,621
	不妊治療費助成事業	246	11			235
	小計	146,978	170			146,808
合 計	494,395	87,186		8,957	398,252	